

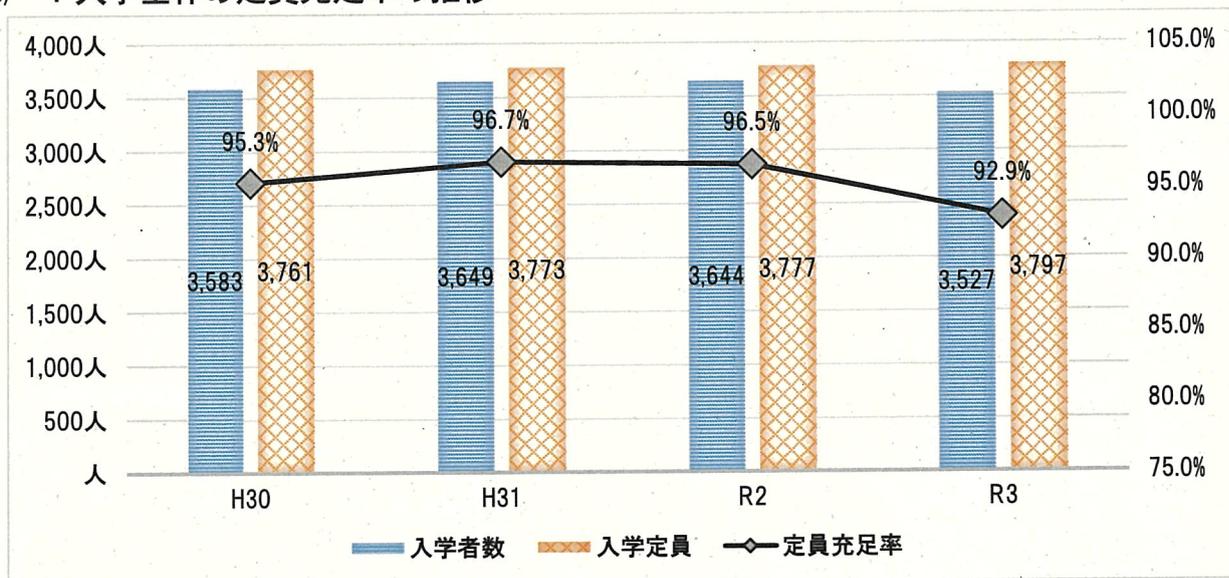
## 大学生等における新型コロナウイルス感染症の 影響及び支援制度について

目次	ページ
1 長崎地域7大学の立地状況	1
2 コロナ禍前後の各大学の状況	1～2
3 大学生等における新型コロナウイルス感染症の 影響に関する大学への聞き取り結果	3
4 大学生等が活用可能な支援制度の概要等	4～7





### (3) 7大学全体の定員充足率の推移

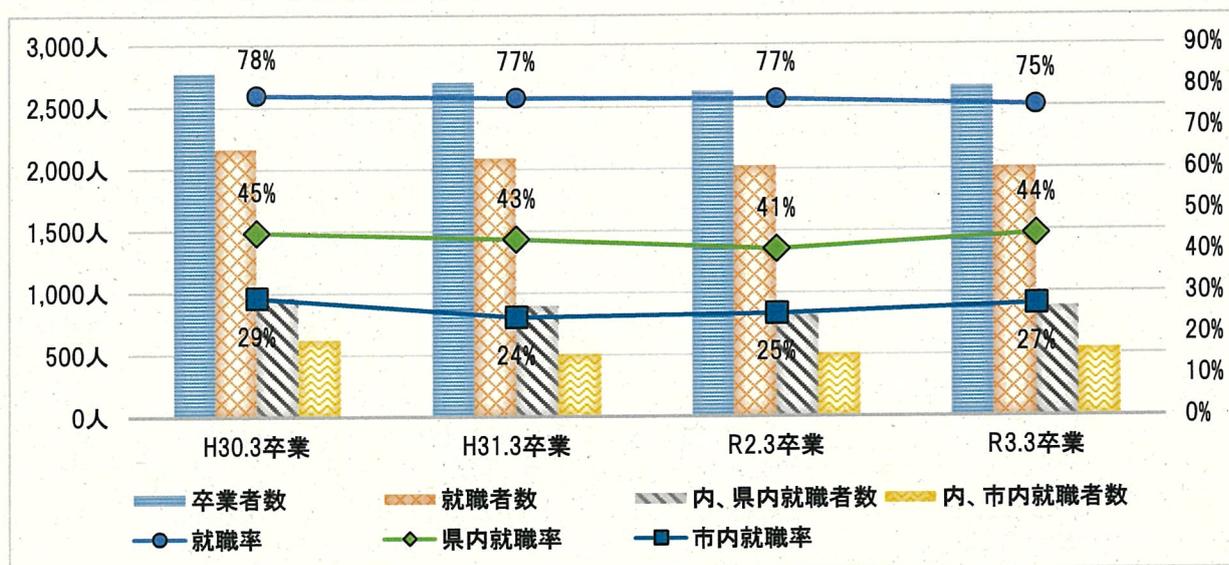


単位：人

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
入学者数(人)	3,583	3,649	3,644	3,527
入学定員(人)	3,761	3,773	3,777	3,797
定員充足率	95.3%	96.7%	96.5%	92.9%

※大学院生含む

### (4) 7大学全体の就職者数の推移



単位：人

	H30.3 卒業	H31.3 卒業	R2.3 卒業	R3.3 卒業
卒業者数	2,777	2,701	2,625	2,662
就職者数	2,161	2,084	2,017	2,004
内、県内就職者数	963	894	817	884
内、市内就職者数	622	501	503	544

※大学院生除く

### 3 大学生等における新型コロナウイルス感染症の影響に関する大学への聞き取り結果

#### (1) コロナ禍の影響により退学・休学した学生数

令和2年度実績

退学・休学					
	内、退学		内、休学		非公表
		内、留学生		内、留学生	
20人	1人	0人	8人	0人	11人

#### (2) 大学独自の支援制度の活用状況

令和2年度実績

支援制度	利用学生数	利用率	備考
授業料の納期限延長・猶予	200人	1.7%	支援を実施している6大学中、実績について回答いただけた5大学の総学生数に対する利用率
授業料免除 (一部免除含む)	35人	0.3%	支援を実施している3大学中、実績について回答いただけた2大学の総学生数に対する利用率
生活支援金	1,662人	16.3%	支援を実施している2大学の総学生数に対する利用率
給付型奨学金	0人	0%	支援を実施している1大学の実績

#### (3) 大学が窓口となる国等の支援制度の活用状況

令和2年度実績

支援制度	通常申請	随時申請		備考
		申請	利用率	
高等教育の修学支援新制度	1,517件	37件	0.3%	回答いただけた5大学の総学生数に対する利用率
貸与型奨学金	1,921件	3件	0.02%	回答いただけた5大学の総学生数に対する利用率
緊急特別無利子貸与型奨学金		13件	0.1%	回答いただけた5大学の総学生数に対する利用率

【参考】新型コロナウイルス感染症により影響を受けた学生が活用できる支援措置

	低所得世帯の学生	幅広い世帯の学生	家計急変世帯の学生	アルバイト収入減の学生	奨学金返還が不安な学生	入学時等の支援が必要な学生
①高等教育の修学支援新制度 【窓口：大学等】	○		○			○
②生活福祉資金の特例貸付 (緊急小口資金) 【窓口：市社会福祉協議会】	○					
③生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金) 【窓口：市社会福祉協議会】	○					○
④住居確保給付金 【窓口：市社会福祉協議会】	○					
⑤貸与型奨学金 【窓口：大学等】		○	○			○
⑥国の教育ローン 【窓口：日本政策金融公庫】		○				○
⑦母子父子寡婦福祉貸付金 (就学支度資金・修学資金) 【窓口：長崎市】		○				
⑧緊急特別無利子貸与型奨学金 【窓口：大学等】				○		
⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【窓口：厚生労働省】				○		
⑩雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置※ 【窓口：厚生労働省】				○		
⑪貸与型奨学金返済支援 【窓口：日本学生支援機構】					○	
⑫奨学金代理返済 【窓口：日本学生支援機構】					○	
⑬地方創生返還支援 【窓口：長崎県】					○	

※⑩については、学生が申請するものではなく、アルバイト先等の事業主が申請を行う。

4 大学生等が活用可能な支援制度の概要等

支援名称	対象の分類	概要	利用実績等
①高等教育の 修学支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯の学生</li> <li>・家計急変世帯の学生</li> <li>・入学時等の支援が必要な学生</li> </ul>	<p>授業料・入学金の免除または減免と、給付型奨学金の支給の2つの支援をセットで行うことにより、大学等で安心して学ぶことができる制度。令和2年4月より国において実施されている。</p> <p>【対象学校種】大学、短期大学、高等専門学校、専門学校</p> <p>【支援内容】(1)授業料等減免 年額最大70万円(別途入学金も支援) (2)給付型奨学金 年額最大91万円</p> <p>【対象学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生</p> <p>【申請方法】(1)授業料等減免は入学時に進学先の大学等へ申込。 (2)給付型奨学金は年2回(春・秋)在学中の大学等を通じて日本学生支援機構へ申込。</p> <p>【コロナ特例】新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合、随時申込可能とし、家計急変後の1ヶ月程度の所得で対象となるかを判定する。</p>	<p>R3 予算：4,804億円 (全国の学生約349万人のうち、約46万人分)</p> <p>&lt;参考&gt; 長崎地域7大学中5大学の実績 (令和2年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常申請1,517件</li> <li>・特例申請37件</li> </ul>
②生活福祉資金の 特例貸付 (緊急小口資金) (総合支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯の学生</li> </ul>	<p>(1) 緊急小口資金 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸付する制度。</p> <p>(2) 総合支援資金 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付する制度。</p> <p>【貸付上限】(1) 10万円以内 (2) 単身世帯：月15万円×3月以内=45万円以内 2人以上世帯：月20万円×3月以内=60万円以内</p> <p>【据置期間】1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。)</p> <p>【対象学生】学生本人が生計維持者の場合(専らアルバイト等により学費や生活費等を賄っている学生で、多くは留学生在が占める。)</p> <p>【申請方法】長崎市社会福祉協議会へ申請用紙を提出</p>	<p>(1)緊急小口資金 貸付件数3,779件中、 留学生302件</p> <p>(2)総合支援資金 貸付件数4,077件中、 留学生182件</p> <p>(いずれもR3.5末時点) ※国内学生の統計なし</p>
③生活福祉資金 貸付制度 (教育支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯の学生</li> <li>・入学時等の支援が必要な学生</li> </ul>	<p>低所得世帯の方が大学等に修学するために必要な経費を貸付する制度。</p> <p>(教育支援費) 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 (就学支度費) 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</p> <p>【対象学校種】高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)</p> <p>【貸付上限】 (教育支援費)(1) 高校：月3.5万円以内、(2) 高専：月6万円以内、(3) 短大：月6万円以内、(4) 大学：月6.5万円以内 (就学支度費) 50万円以内</p> <p>【据置期間】1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。)</p> <p>【対象学生】必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯の学生</p> <p>【申請方法】長崎市社会福祉協議会へ申請用紙を提出</p>	<p>教育支援費 R1:25件、25,468千円 R2:55件、90,113千円</p> <p>就学支度費 R1:44件、16,747千円 R2:68件、25,886千円</p> <p>※共に高等学校、専修学校含む</p>
④住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯の学生</li> </ul>	<p>離職又は廃業した方もしくは新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して世帯人数毎に定める額を上限として家賃相当分を原則3カ月間(延長は2回まで最大9カ月間)支給する制度。</p> <p>【支給上限額】世帯人数1人：36,000円/月、2人：43,000円/月、3～5人：47,000円/月、6人：50,000円/月、7人以上：56,000円/月</p> <p>【支給対象者】(1)離職・廃業後2年以内の者 (2)給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者</p> <p>【対象学生】学生本人が生計維持者の場合(専らアルバイト等により学費や生活費等を賄っている学生で、多くは留学生在が占める。)</p> <p>【申請方法】長崎市社会福祉協議会へ申請書類を提出</p>	<p>【R2年度実績】 申請件数 380件中、 学生 55件 (内訳) 留学生 54件 国内学生 1件 ※専修学校の学生含む</p>

支援名称	対象の分類	概要	利用実績等
⑤貸与型奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い世帯の学生</li> <li>家計急変の学生</li> <li>入学時等の支援が必要な学生</li> </ul>	<p>多くの学生が使用している国の奨学金制度であり、世帯の収入などに合わせて、無利子・有利子で奨学金を借りることができる。教育ローンよりも利率が低く設定されており、返済も卒業後から行う。</p> <p>【対象学校種】大学、大学院(修士・博士課程)、短期大学、高等専門学校、専門学校</p> <p>【支援内容】(1)第一種(無利子) 月額最大5.4万円(年額64.8万円)の貸与 (2)第二種(有利子) 月額最大12万円(年額144万円)の貸与</p> <p>【対象学生】世帯収入が家計基準を満たし、一定の学力や学習意欲を有する学生</p> <p>【家計基準】(1)年収747万円以下(給与所得の4人世帯の目安) (2)年収1,100万円以下(給与所得の4人世帯の目安)</p> <p>【申請方法】年1回(春)、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構に申込。(有利子は秋の募集も有り。)進学前に高校等を通じた申込も可。</p> <p>【コロナ特例】新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合、随時申込可能とし、家計急変後の年間所得見込額で基準をみたすかを判定する。また、有利子については、新型コロナウイルス感染症の影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等への貸付も実施。</p>	<p>R3 予算: 無利子 3,099 億円 (全国約 374 万人の学生のうち、約 50.9 万人分) 有利子 6,832 億円 (全国約 374 万人の学生のうち、約 76.5 万人分)</p> <p>&lt;参考&gt; 長崎地域7大学中5大学の実績(令和2年度実績) ・通常申請 1,921 件 ・特例申請 3 件</p>
⑥国の教育ローン	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い世帯の学生</li> <li>入学時等の支援が必要な学生</li> </ul>	<p>日本学生支援機構の奨学金と併用でき、さまざまな学校に対して幅広い用途に活用できる融資制度。</p> <p>【対象学校種】大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、外国の高等学校、短期大学、大学、大学院、語学学校、その他職業能力開発校などの教育施設</p> <p>【融資金額】子一人につき350万円以内(一定の要件を満たす場合は450万円以内)</p> <p>【対象学生】世帯収入が家計基準を満たす学生</p> <p>【家計基準】(1)世帯の子の数1人: 年収790万円以下 ※コロナ特例あり (2)世帯の子の数2人: 年収890万円以下 ※コロナ特例あり (3)世帯の子の数3人: 年収990万円以下 (4)世帯の子の数4人: 年収1,090万円以下 (5)世帯の子の数5人: 年収1,190万円以下</p> <p>【申請方法】日本政策金融公庫のホームページから、24時間365日インターネット申込可能。</p> <p>【コロナ特例】新型コロナウイルス感染症による影響を受けて世帯収入が減少した世帯は、子の数が1~2人の場合、世帯年収の上限額を990万円に引き上げる。</p>	<p>&lt;参考&gt;R1 年度実績(全国) 融資金件数 11.6 万件 大学 48.9% (149 万円) 短大 4.3% (141 万円) 専修学校 26.1% (147 万円) 高校 12.6% (105 万円) 外国の大学 1.7% (230 万円) その他 6.4% (140 万円) ※( )内は平均融資金額</p>
⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い世帯の学生</li> </ul>	<p>母子・父子・寡婦家庭の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、修学資金や就学支度資金など目的に応じた資金を貸付ける制度。</p> <p>(修学資金) 高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 (就学支度資金) 小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校又は専修学校の入学に際して、入学金、被服等の購入に必要な資金</p> <p>【対象学生】母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子</p> <p>【支援内容】資金別に、学校種別や学年及び居住場所でそれぞれ金額が設定されている。</p> <p>(例) 私立で自宅通学の場合における修学資金の限度額 (1)専修学校 89,000 円/月、(2)短期大学 93,500 円/月、(3)大学 108,500 円/月、(4)大学院修士課程 132,000 円/月など</p> <p>【申請方法】長崎市子育て支援課に申込。</p> <p>【コロナ特例】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、収入が概ね20%以上減少しているなど、貸付金の償還が困難な市民の救済のため、納期限から1年間の償還を猶予。令和3年度は、収入が減少となる対象期間の要件を一部変更。 (令和2年2月~令和4年1月に納期が到来する債権)</p>	<p>修学資金 R1: 7 件、4,794 千円 (新規: 2 件、継続: 5 件) R2: 3 件、909 千円 (新規: 1 件、継続: 2 件)</p> <p>就学支度資金 R1: 0 件、0 千円 (新規: 0 件、継続: 0 件) R2: 1 件、249 千円 (新規: 1 件、継続: 0 件)</p> <p>※大学のみ実績あり。大学院、高等専門学校又は専修学校への貸付実績はなし。 (小中高校の実績を除く)</p>

支援名称	対象の分類	概要	利用実績等
⑧ 緊急特別無利子貸与型奨学金	・アルバイト収入減の学生	<p>新型コロナウイルス感染症への影響に対応するために創設された制度で、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、アルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象とした緊急支援として、一定期間、特別の貸与を行う奨学金。有利子の貸与型奨学金の利子分を国が負担することで実質無利子にて貸与する。</p> <p>【対象学校種】大学、大学院(修士・博士課程)、短期大学、高等専門学校、専門学校</p> <p>【支援内容】月額最大12万円の貸与</p> <p>【対象学生】・第二種奨学金の推薦基準(人物・学力・家計)を満たしていること ・推薦時に、第二種奨学金の貸与を受けていないこと ・家庭から多額の仕送り(年間150万円以上)を受けていないこと ・生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと ・学生等本人のアルバイト収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと</p> <p>【申請方法】在学中の大学等を通じて日本学生支援機構に申込(随時受付)</p>	<p>&lt;参考&gt; 長崎地域7大学中5大学の実績 (令和2年度実績) ・13件</p>
⑨ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	・アルバイト収入減の学生	<p>事業主から休業をさせられたが、企業から休業手当の支払いを受け取ることができなかった方(学生アルバイト含む)が給付を受けられる支援金・給付金制度。新型コロナウイルス感染症への影響に対応するために創設された制度であり、現在、令和3年7月までが対象期間となっている。</p> <p>【支援内容】一日当たり11,000円を上限に、休業前賃金の8割を給付。なお、令和3年5月、6月、7月分については緊急事態宣言発令地域又は、まん延防止等重点措置の適用地域以外は一日当たり上限9,900円。</p> <p>【対象学生】新型コロナウイルス感染症の影響により事業主から休業(時短勤務、シフト削減含む)させられ、企業から休業手当の支払いを受けることができなかった学生(アルバイト含む)</p> <p>【申請方法】労働者が直接、厚生労働省へオンライン申請又は郵送申請。(事業主経由での申請も可能。)</p>	<p>&lt;参考&gt; 予算(R2補正):5,442億円 全国で約225万人申請済み、内178万人に支給決定済み(6/29時点)</p>
⑩ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特別措置	・アルバイト収入減の学生(事業主)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を縮小する事業主が、休業手当を労働者に支払う場合に、事業主に対して助成を行う制度で、労働者には学生アルバイトも含む。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の対象となる。</p> <p>【支援内容】最大1日1人当たり15,000円を上限に、企業に対して助成</p> <p>【対象学生】アルバイトに従事している学生</p> <p>【申請方法】事業主が休業等の実績に基づき、長崎労働局またはハローワークに支給申請を行う。 ※学生が申請するものではなく、事業主が申請を行う。</p>	<p>&lt;参考&gt; 予算(R2補正) 7,717億円(拡充分)</p>
⑪ 貸与型奨学金返済支援	・奨学金返還が不安な学生	<p>日本学生支援機構の貸与型奨学金を返済中の方で、返還が困難な場合に、返済期間を一定期間、減額又は猶予できる制度。</p> <p>【支援内容】(1)一定の要件(給与所得の場合、年収325万円以下など)を満たす場合、一定期間、月々の返済額を1/2あるいは1/3に減額 (2)返済が困難な場合(病気、災害、経済困難(年収300万円以下等)など)、1年ごとに返済期限を猶予 (3)無利子奨学金の場合、所得に応じて月々の返済額を毎年見直すことが可能</p> <p>【対象学生】奨学金返還が不安な学生</p> <p>【申請方法】本人が日本学生支援機構へ申請</p>	<p>&lt;参考&gt;R1年度実績(全国) 猶予:273,791件 1/2減額:11,489件 1/3減額:19,413件</p>
⑫ 奨学金代理返済	・奨学金返還が不安な学生	<p>日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用している方で、卒業後、就職した企業が本人に代わって直接返還を行う制度で、令和3年4月より開始。</p> <p>【支援内容】本人に代わり、就職した企業が奨学金の返還を行う。</p> <p>【対象学生】奨学金代理返済を実施している企業に就職した学生</p> <p>【申請方法】企業が日本学生支援機構へ申請</p>	<p>今年度開始された仕組みで、協力企業により実施。</p>

支援名称	対象の分類	概 要	利用実績
⑬ 地方創生返還支援	・奨学金返還が不安な学生	<p>将来の地域産業の担い手となる人材の確保・育成を進めるため、支援候補者として長崎県から認定を受けた学生等が大学等を卒業後、対象業種の県内企業に一定期間就業した場合に、大学等在学中に受給した奨学金の返済を支援する制度。</p> <p>【対象学生】大学等を卒業後、県内に居住し、県内の下記対象業種事業所での就業を希望する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)製造業</li> <li>(2)情報サービス業</li> <li>(3)インターネット付随サービス業</li> <li>(4)保険業・金融業、BPO企業等 ※県と立地協定を締結し、県内に立地した誘致企業に限る</li> <li>(5)建設業</li> <li>(6)卸売業・小売業 ※製造業・建設業と密接に関連した商材を扱う企業に限る</li> <li>(7)学術研究、専門・技術サービス業 ※製造業・建設業と密接に関連した業務を行う企業に限る</li> <li>(8)観光関連産業</li> </ul> <p>【支援内容】大学等在籍中に受給した対象奨学金の返済額（利子除く）の1/2以内（最大150万円）</p> <p>【申請方法】本人が長崎県へ申請</p>	<p>令和2年度実績 （R2.12～R3.5募集） 支援候補者選定55名</p>